

財政学II

第1回

佐藤主光(もとひろ)

一橋大学経済学研究科、国際・公共政策大学院

医療政策・経済研究センター

消費稅增稅！

消費税を巡る誤解

- 「原因」と「結果」の混同

□ 誤解＝消費税増税は景気後退の「原因」・・・

□ 実際＝消費税増税は社会保障費の増加・財政悪化の「結果」

- 問われるのは高齢化社会においてどのように社会保障等の財源を確保する、社会保障給付費を抑えるか？

	原因	結果
通念	消費税増税	景気後退
実際	社会保障費増・財政悪化	消費税増税

消費税率引き上げによる影響と対応

今回の消費税率引き上げによる経済への影響は、幼児教育無償化等の措置により**2兆円程度**に抑えられる。これに対し、新たな対策として**2.3兆円程度**を措置。経済への影響を十二分に乗り越える対策とする。

消費税率の引き上げの影響	負担増	負担軽減
消費税率の引き上げによる負担増が国・地方で+5.7兆円程度(1%当たり287兆円程度)	5.7兆円程度	-
軽減税率制度の実施	-	1.1兆円程度
昨年度実施したたばこ税や所得税の見直しなどによる財源確保	0.6兆円程度	-

5.2兆円程度
の負担増

幼児教育の無償化、社会保障の充実による支援	受益増
幼児教育無償化の10月1日実施、年金生活者支援給付金の支給等	2.8兆円程度
消費税負担増に対する診療報酬等による補てん等	0.4兆円程度

3.2兆円程度
の受益増

経済への影響を
2兆円程度に抑制

消費税率引き上げに対応した新たな対策	予算規模等
臨時・特別の予算措置 ポイント還元、プレミアム付商品券、すまい給付金、次世代住宅ポイント制度、 防災・減災、国土強靱化 等	2兆円程度 (国費)
税制上の支援 住宅ローン減税の拡充、自動車の取得時及び保有時の税負担の軽減	0.3兆円程度 (減税)

2.3兆円
程度の措置

2.3兆円程度
の措置
経済への影響を十二
分に乗り越える対策

(注) 計数精査中

9

平成31年度税制改正大綱

- 2019年10月の消費税増税(8%⇒10%)に向けて需要の平準化

○ 住宅ローン控除の拡充

- ・住宅取得等について控除期間を3年延長する。(現行 10 年⇒13 年)
- ・11 年目以降の3年間は消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除額 の上限を設定する。
- ・適用期間:平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までとする。

○ 車体課税の見直し

- ・平成 31 年 10 月 1 日以後に新規登録の自家用乗用車から自動車税の税率を引き下げる。
- ・自家用乗用車(登録車)に係る環境性能割の税率等の適用区分を見直す。
- ・環境性能割の導入を契機に、グリーン化特例(軽課)の適用対象を、電気自動車等に限定する。

将来の社会保障給付の見通し

○ 75歳以上になると他の世代に比べ、1人当たり医療費や要支援・要介護認定率は大幅に上昇。2025年、2040年にかけて、医療・介護費用は大きく増加していくことになる。この期間、20～64歳の現役世代が大幅に減少することにも留意が必要。



社会保障費の構造

- 社会保障給付費は公費(=税金)と保険料が混在

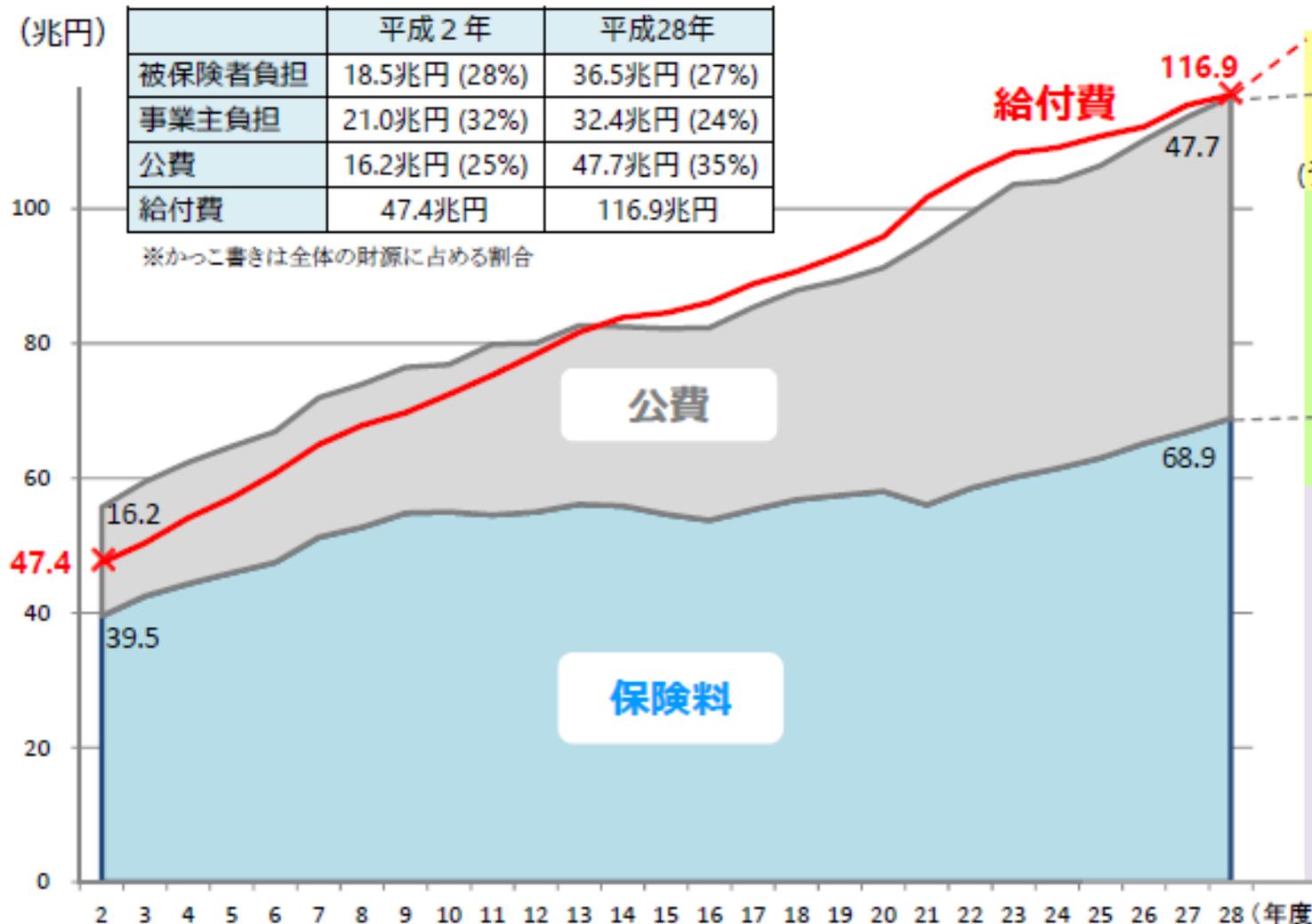
⇒

➤ どのように給付費を賄うのか？

□ 税金 = 消費税か社会保険料か？

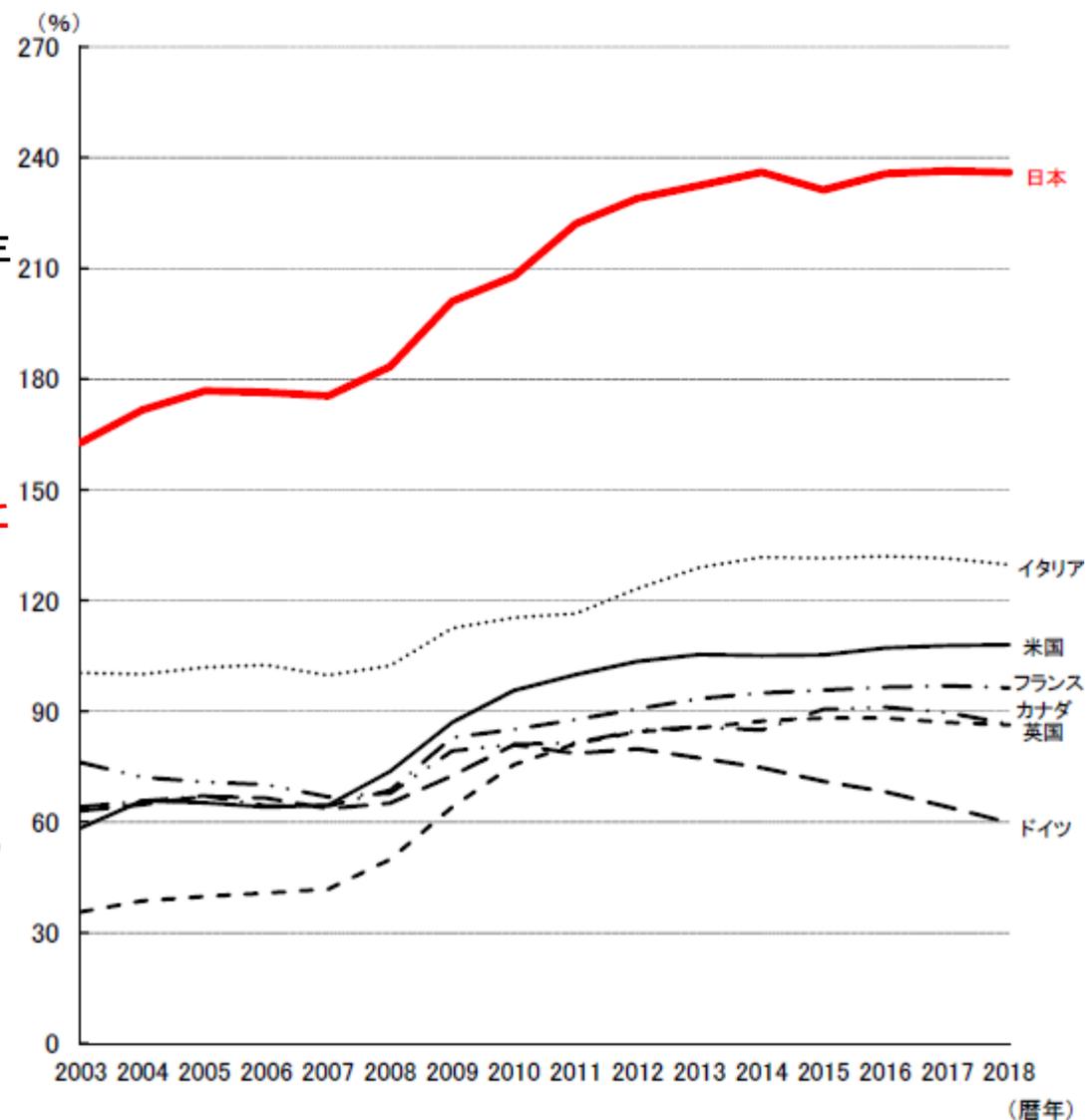
⇒

どちらがより公平で効率(中立)的か？



悪化する財政・・・

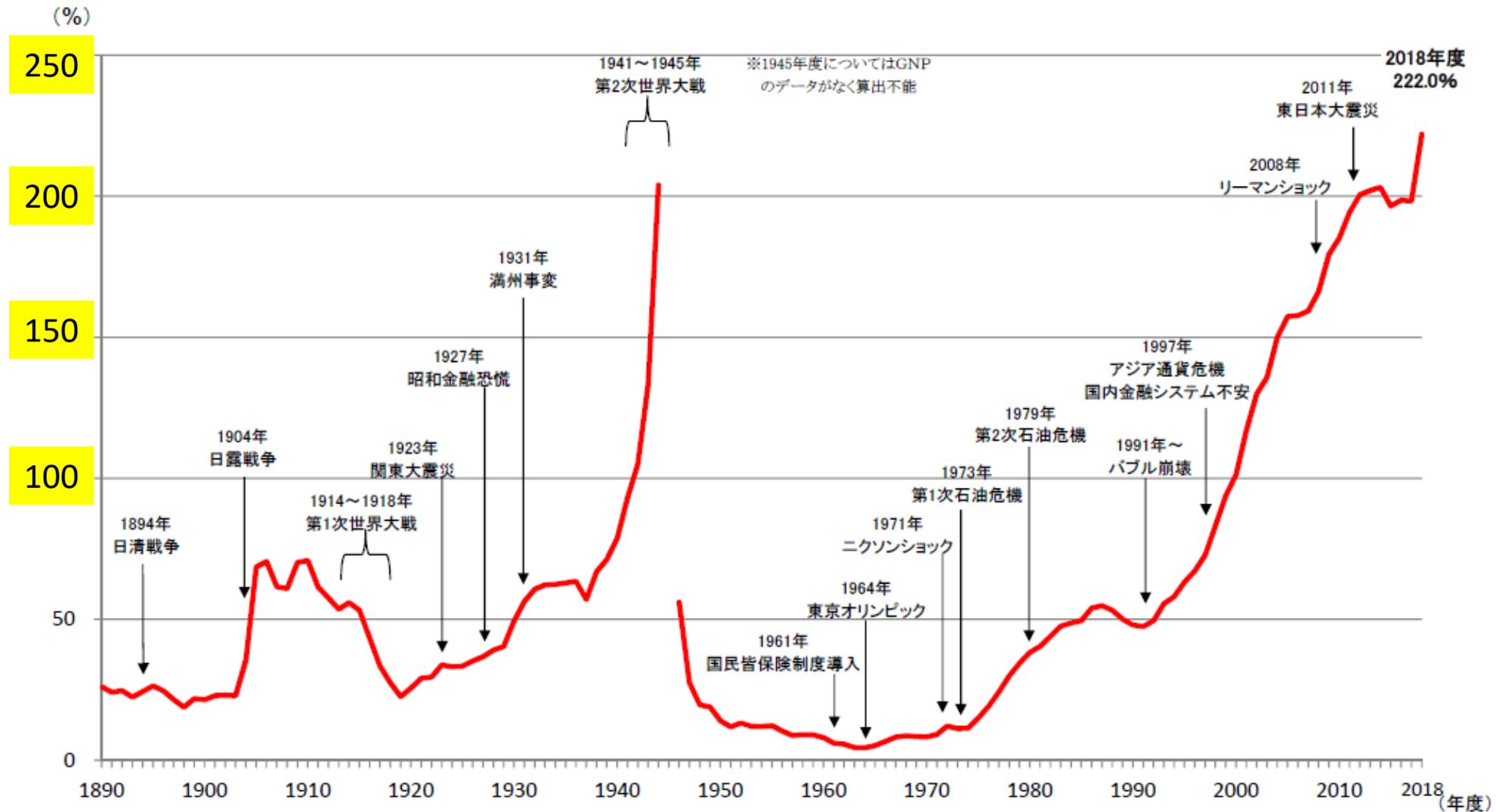
- 政府は財政健全化(基礎的財政収支の黒字化)目標を2020年度から2025年度に「先送り」
- ✓ 黒字化の見通しは経済再生(高い成長率)は前提・・・
- 基本方針2018「新たな財政健全化目標として、経済再生と財政健全化に着実に取り組み、**2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指すこととする。同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する。**」
- 財政健全化目標=いつか来た道・・・
 - 骨太の方針2006=2011年度⇒断念
 - 社会保障と税の一体改革・経済財政再生計画=2020年⇒先送り
- 「三度目の正直」、「二度あることは三度ある」?



出所:財務省HP

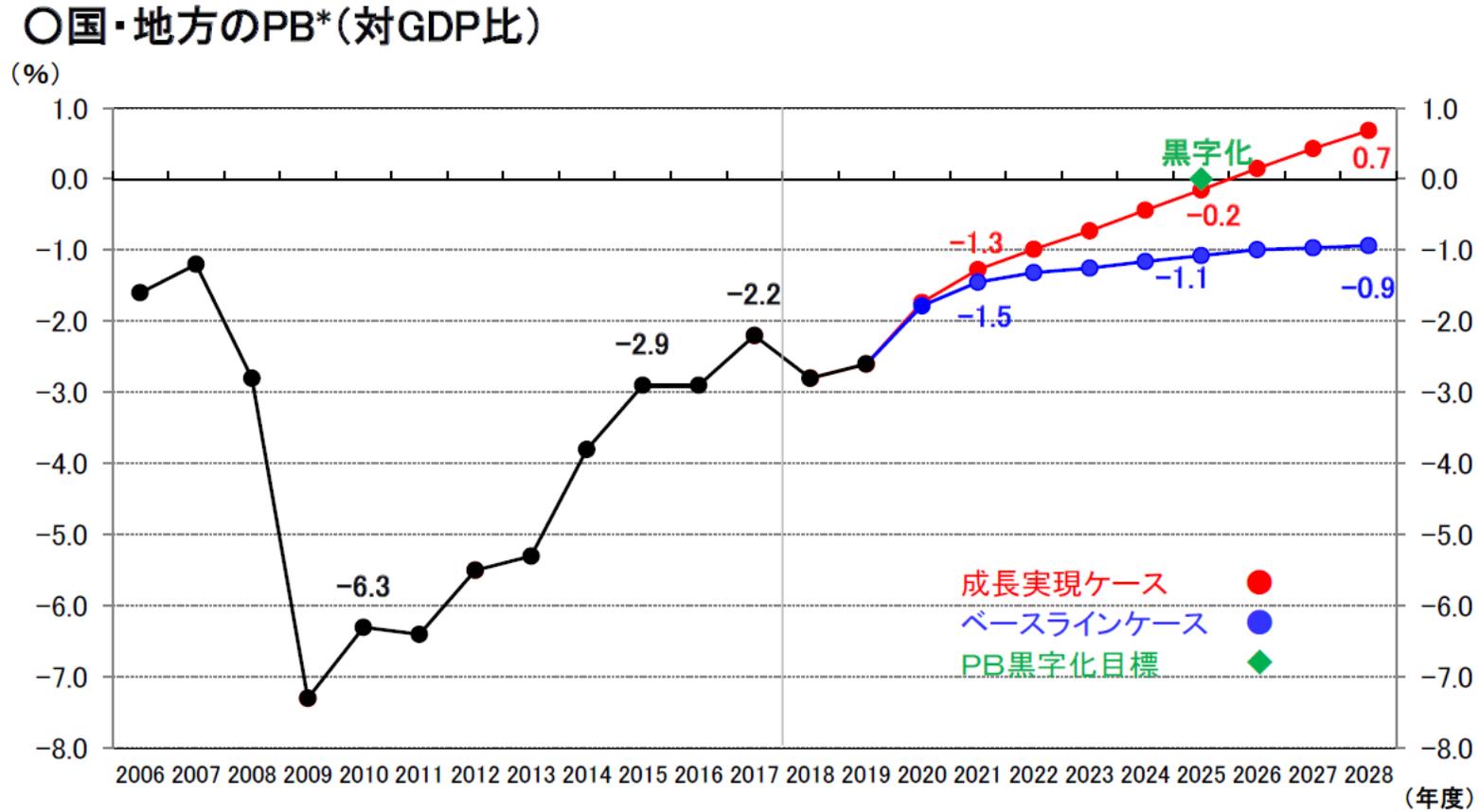
戦前からの債務残高の推移

% of GDP



出所: 財政制度等審議会

参考：今後の財政の見通し



内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(2019年1月30日)

増税の先送りの「機会コスト」

- ◆ 現在の増税を避けて財政赤字が続けば、将来の増税は不可避
- ⇒ 将来の増税は将来の経済(景気・成長)に悪影響
- 増税の是非ではなく、増税のタイミングの問題

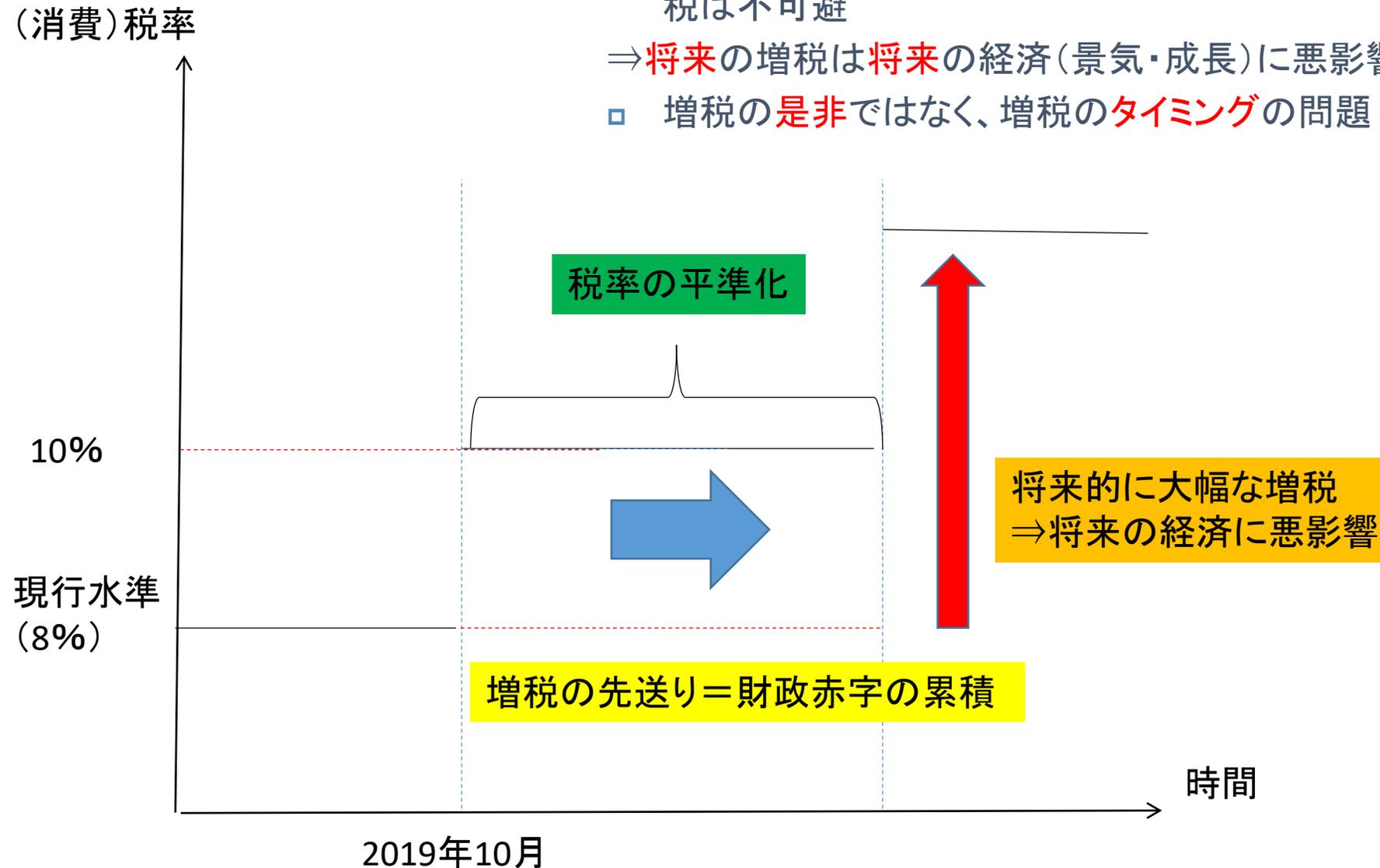


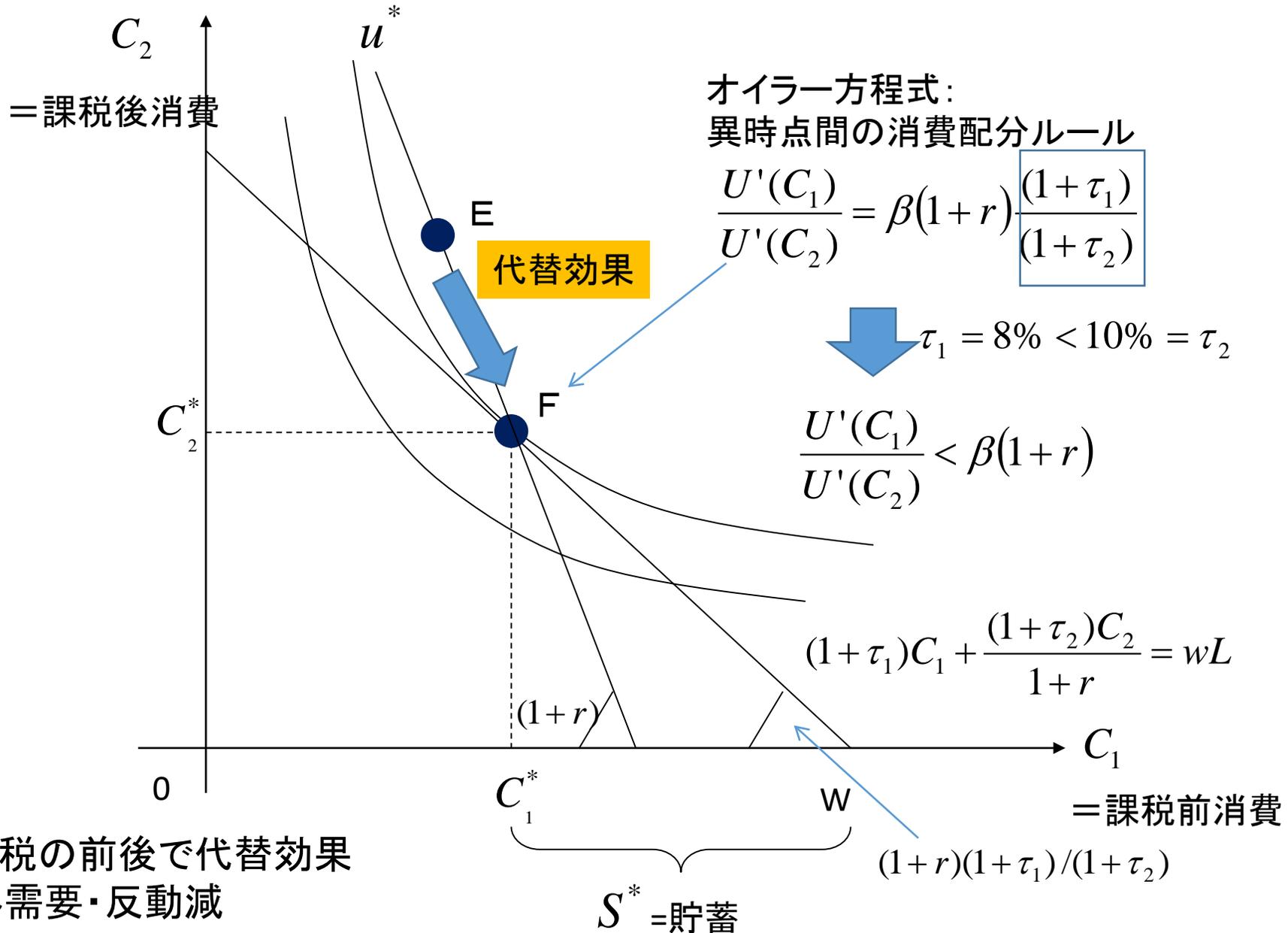
表 3: 債務残高を安定させるために必要な消費税水準と所得税水準 (2)

○Braun and Joines (2011)
● 標準シナリオ → 2017 年に消費税率 33% へ増税が必要 (2012 年に消費税率 10% にすることが前提)
● 先送りケース → 2022 年に増税を再開する場合、消費税率 37.5% が必要 (2012 年に消費税率 10% にすることが前提)
● 2% インフレのケース → 消費税率 25.5% が必要
● 出生率回復のケース → 消費税率 28.5% が必要
● 医療費増のケース → 高齢者の自己負担を 3 割にする場合でも、消費税率 21% が必要

○Hansen and Imrohoroglu (2011)
● 2018~20 年頃に財政リスク顕在化
● 安定化のための選択肢 (1) 消費税率 5% から 35% の恒久的増税 → 消費が恒久的に 1.5% 減少することと同等のコスト
● 安定化のための選択肢 (2) 所得税 30% から 60% の恒久的増税 → 消費が恒久的に 3.9% 減少することと同等のコスト

○Sakuragawa and Hosono (2011)
● 日米欧の財政リスクの注目を受けて、シミュレーション分析
● 債務残高を安定させるために消費税で賄う場合、2021 年に 5% から 16%, 2031 年に 21% への消費増税が必要

参考：消費税増税の影響（移行期）



➤ 消費税増税の前後で代替効果
 ⇒ 掛け込み需要・反動減

参考：課税への反応

- 税に対する個人(経済主体)の反応は多層的
 - ✓ 公共選択＝課税の決定⇒有権者として反応
 - ✓ 私的選択＝課税下での経済活動の決定⇒納税者・消費者として反応

□ 有権者として消費税増税に賛成でも反対でも消費者としての行動は同じ！

	納税者の反応	財政への影響	例
公共選択	課税の趣旨(社会連帯・応益性)への理解	政府の予算制約(収支)を勘案	社会保障制度や将来世代のためにも消費税増税はやむを得ない
私的選択	自己利益を追求	自分の納税額と社会保障等公共サービスをリンクさせない	掛け込み需要 課税逃れ(消費の抑制等)

財政再建を巡る誤解

- 誤解1: 現在、財政危機は起きていない⇒ 問われるのは財政の「**持続可能性**」
 - ✓ 現在、大丈夫は今後も大丈夫は意味しない・・・
 - 誤解2: 現在、国債は安定的に消化されている⇒ 将来に渡って安定的に消化される保証はない
 - ✓ 脱デフレ＝家計・企業の投資先が国債以外に回る（日銀の金融緩和もいずれ「出口」に）
 - ✓ 高齢化・人口減少＝資金源の減少
 - 誤解3: 財政再建は経済に悪影響⇒ 将来、財政が行き詰まれば、**将来の経済**に甚大な悪影響
- ポイント: 「現在」だけではなく、「**将来**」を見据えること

参考：何故財政再建が進まないのか？

次から次へと登場
する奇策

	主張	前提
現代貨幣理論(MMT)	自国通貨建てで国債を発行する政府は財政赤字を拡大しても破綻しない。	慢性的な需要不足と納税目的の貨幣需要 ✓ デフレから脱却しないまま「大きな政府」を実現？
ヘリコプターマネー	中央銀行が公債を引き受け永久国債化(恒久的に保有)すれば民間に対する国の借金は解消	統合予算(連結)ベースでは債務の内訳がシフト(公債⇒貨幣)しただけ ✓ 通貨の信認は？
物価の財政理論	財政再建しないことで民間消費・投資が喚起されれば物価は上昇(=脱デフレ)＋財政再建	財政破綻(将来的に厳しい財政再建)しないことを家計・投資家が信認していることが前提 ✓ 財政再建しない国の財政への信認？

何故消費税か？

消費税とは何か？

- 消費税とは消費に対する課税である⇒名前がそうだから……
- 欧州諸国での名称は「付加価値税」
- 消費税は消費者が負担(だから逆進的)
- 制度上、消費税は「中間生産者」からも取られている(生産・流通の各段階で課税)⇒みかけ(執行)は企業課税に近い
- ✓ 課税ベース=売上一仕入れ

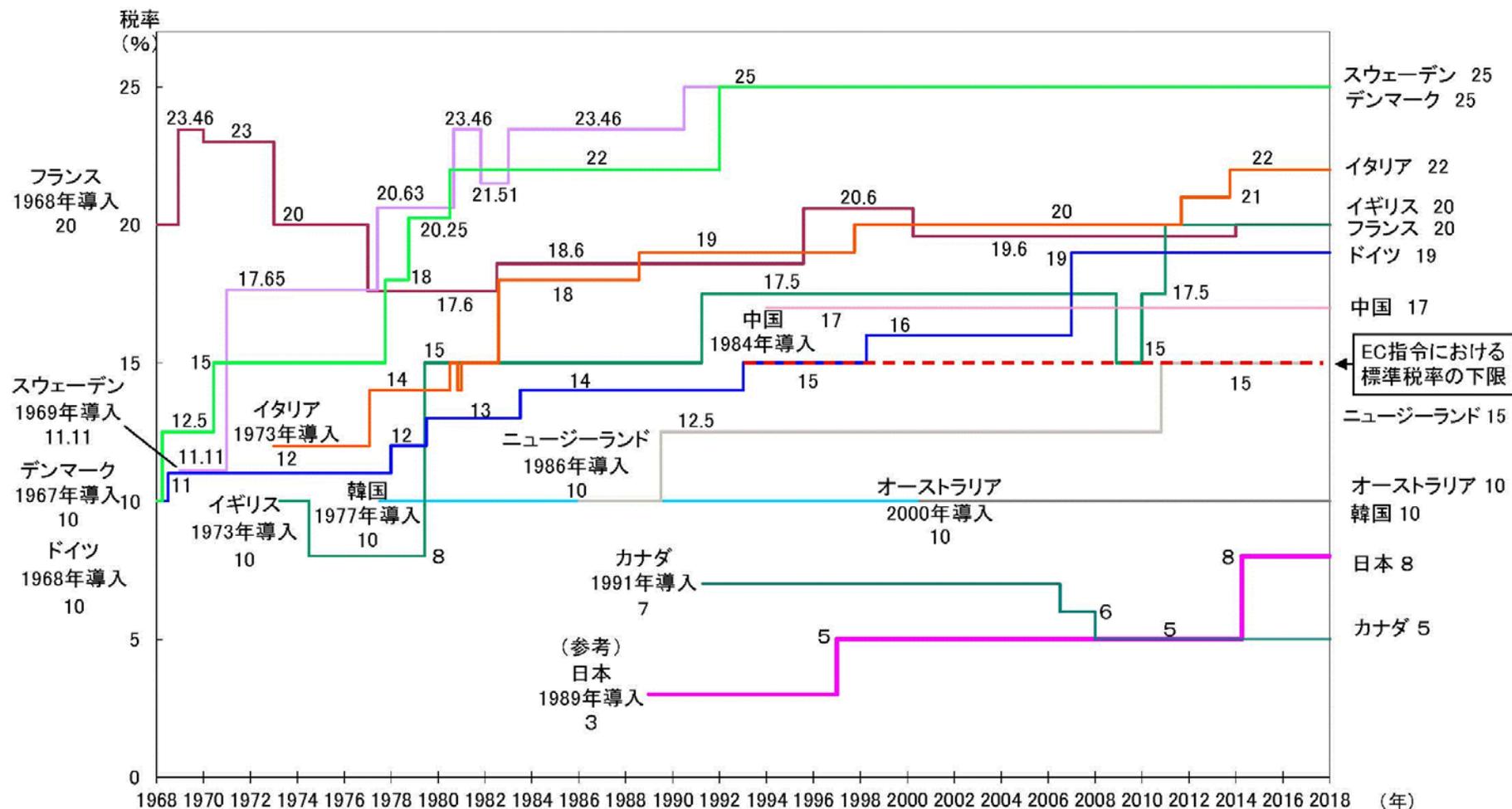


何故消費税か？

- ▶ 「消費税は、**高い財源調達力**を有し、**税収が**経済の動向や人口構成の変化に左右されにくく**安定**していることに加え、**勤労世代など特定の者へ負担が集中せず、経済活動に与える歪み**が小さいという特徴を持っている」**社会保障・税一体改革大綱**(2012年2月17日閣議決定)

消費税の性格	経済的帰結
仕入れ税額控除	税負担が生産過程に堆積しない ⇒経済活動を(直接的に)損なわない
仕向地主義課税	輸入品課税・輸出品ゼロ税率 ⇒税負担と国際競争力の遮断 ⇒国内の財政需要の充足と国際競争力の確保の分離

付加価値税率(標準税率)の国際比較



参考: EUにおいては、1992年のEC指令の改正により、1993年以降付加価値税の標準税率を15%以上とすることが決められている

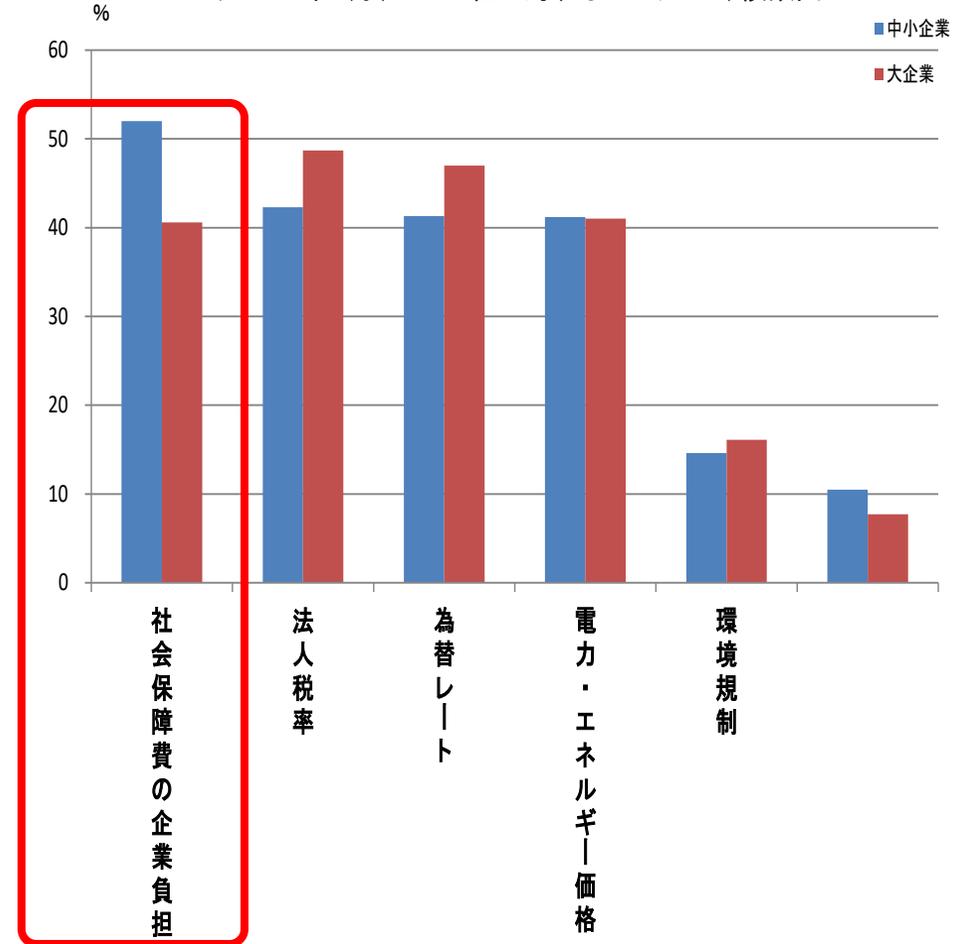
出所: 財務省HP

社会保険料の経済的帰結

出所: 経済産業省

		社会保険料	法人税	消費税
課税対象		勤労世代の 正規雇用の賃金	黒字企業の利益	全ての世代の消費
雇用への影響		雇用減少 非正規雇用の増大	企業が空洞化 →雇用減少	少ない
企業の国際競争力	輸出	生産コスト増 →製品価格に転嫁	生産コスト増 →製品価格に転嫁	仕向地課税主義 →製品価格に転嫁せず
	輸入	対象外	対象外	課税対象

企業アンケート: 経営に重要な影響を与えるもの
(2012年2月、3444社に対するアンケート、複数回)



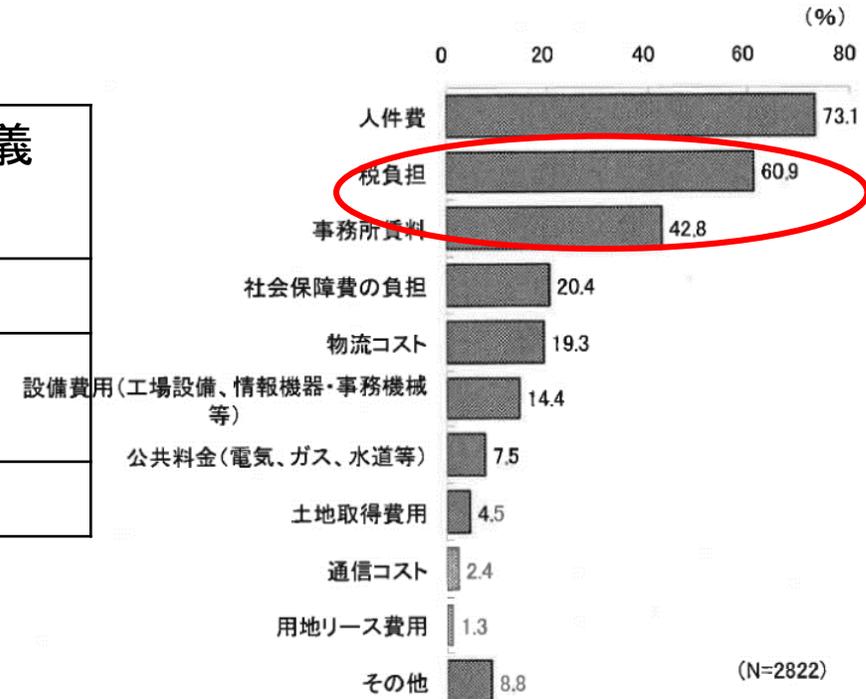
(出所) 森川正之「東日本大震災の影響と経済成長政策: 企業アンケート調査から(2012年5月)」

課税と国際競争力

外資系企業が日本で事業を行う上での阻害要因

12-1 図 ビジネスコストにおける阻害要因（複数回答：上位3つまで）

	法人税・社会保険料＝源泉地主義課税	消費税＝仕向け地主義課税
課税地	日本	日本
輸出品	税負担が製品価格を引き上げ	税負担は還付
輸入品	非課税	課税



↓

企業の誘因
＝税負担の低い海外で生産・日本に輸入・第3国に輸出

↑

税負担は国内で完結・国際競争力に影響せず

経済産業省：外資系企業動向調査(2012年調査)

参考:ドイツの税制改革

□ドイツ(2007~2009年)

- 法人税率の引き下げと付加価値税の増税
- 「付加価値税は輸出品が免税(ゼロ税率)であることから**ドイツ製品の国際競争力に影響を及ぼさない**」
- 「薄く広く負担するものであり特定のグループに負担を負わせる税よりも理解が得やすい」
(政府税制調査会海外調査報告)

	増収項目	減収項目
法人 税 改 革	◇課税ベースの拡大等 4兆円	◇法人実効税率引下げ等 4.7兆円
	・税制度促進に伴う経済成長による全体的な増収 0.6兆円	・法人税率引下げ(連邦法人税分 25%→15%) 1.9兆円
	・定率償却制度の廃止 0.5兆円	・営業収益税の基本税率の引下げ 1.1兆円
	・営業税(市町村税)の損金不算入 1.6兆円	等
	・支払利息の損金算入制限 0.2兆円	
	等	
他 税 目	◇付加価値税率引上げ(16%→19%) 3.4兆円	
	◇所得税最高税率引上げ(42%→45%) 0.2兆円	

消費税は成長促進的・・・

- (税率が一定の)中長期的にみると消費税は法人税・社会保険料など他の税に比べて成長との親和性が高い
- 税収を一定としたとき、消費課税の比重を上げ、保険料・法人税の比重を下げる方が成長率にプラスに寄与するとの実証研究もある

Effect on growth		Revenue neutral tax reduction			
		PIT/SSC	CIT	VAT	Property tax
0.1% increase in tax revenue share	PIT/SSC		+0.101%	-0.096%	-0.135%
	CIT	-0.118%		-0.204%	-0.240%
	VAT	+0.092%	+0.216%		-0.012%
	Property tax	+0.155%	+0.271%	+0.071%	

Source: Arnold (2008) DO TAX STRUCTURES AFFECT AGGREGATE ECONOMIC GROWTH? EMPIRICAL EVIDENCE FROM A PANEL OF OECD COUNTRIES, ECONOMICS DEPARTMENT WORKING PAPERS, OECD
Data: OECD countries

経済教室

佐藤 主光 一橋大学教授

ポイント

- 消費税は経済活動に及ぼすゆがみ小さい
- 地方税収の法人2税への高い依存は正を
- インボイス活用は買いたたき防止に寄与



さとう・もとひろ 69年生まれ。カナダ・クイーブズ大博士。専門は財政学

・生産、卸、小売りの各段階で課される多段階の流通取引税。このとき事業者間取引で発生する消費税を累積させない仕組みが「仕入れ税控除」だ。課事業者であれば、売上げにかかる消費税から原料などの仕入れて支払った消費税を控除できる。これに対し、消費者が消費税を負担するのは、課事業者でなく仕入れ税額控除多けられ

の成長力に悪影響を及ぼす。また消費税は国内産業の国際競争力に対し中立的だ。製品やサービスを消費する国で課税する「仕向け地主義」とるので、輸出については税率が適用される一方、輸入は競争力を損ねない。

対照的に事業拠点がある国で課税する「源泉地主義」をとる法人税や、実質的な人件費課税である社会保険料は国内企業の生産コストを高める結果、税の低い国の製品に対

「生産効率性」を講ずる。とはいえ前回の増税時の経験から消費税は総じて悪影響を及ぼすと思われた。ここで経済活動を短期の景気と中長期の成長を区別してもらいたい。短期の景気は消費などマクロの需要に左右されやすく、消費税引き上げの影響を被る。他方、中長期の成長を決定するのは供給サイドの方だ。働き方改革や規制の見直しを含み構造改革は供給サイドの生産性の向上を図るものだ。消費税はこうした生産性を損ねない税であり他の税に比べ成長促進的だ。

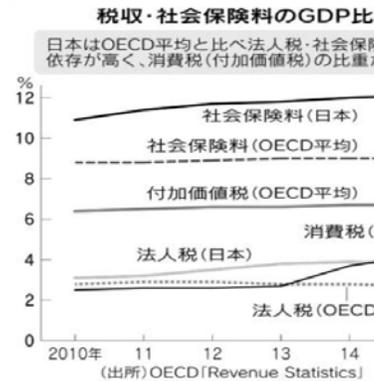
内閣府の試算によれば、社会保険料給付費は1年度の120兆円から40年度には190兆円に拡大する。給付の適正化に努めることは必要だが財源の確保も求められる。仮に消費税でなければ、社会保険料を引き上げる必要がある。だが社会保険料は勤労世帯に負担が集中する。消費税と違い世間で広く負担を分かち合う仕組みになっていない。国民年金や国民健康保険の保険料は定額部分があるため、低所得層の負担は重く、逆進的だ。加えて厚生年金や組合健保など企業の払う社会保険料は正規雇用への課税に当たり、正規雇用に代えて非正規雇用を拡大する誘因を助長しかねない。国民にとって消費税は痛みを伴う税かもしれないが、雇用への悪影響を減らすため

消費増税まで1年① 消費税中心の税体系めざせ

ないからだ。従って消費税の負担は生産過程で累積しない。企業の設備投資も控除のため阻害しない。一方、法人税は設備投資を減らすなど中長期的には経済

入は課税対象になるからだ。日本の消費税は海外市場で競争する国内の輸出企業に影響しない。他方、海外からの輸入品にも消費税が課されるため、競合する国内の課税企業

する競争力を損ねしまう。ヒト・モノ・カが国境を越えて移動するグローバル経済で仕向け地主義課税の優位性が高まっている。実際、欧州諸国では法人税や社会保険料を抑えて、消費税(付加価値税)に代替するが税制改革の潮流となっている。また米下院共和党が17日に提案した「仕向け地主義半キャシュフロー税」は実現しなかったが、国内企業の国際競争力確保という狙いは同じだ。消費税は仕入れ税額控除の課税に当たり、正規雇用に代えて非正規雇用を拡大する誘因を助長しかねない。国民にとって消費税は痛みを伴う税かもしれないが、雇用への悪影響を減らすため



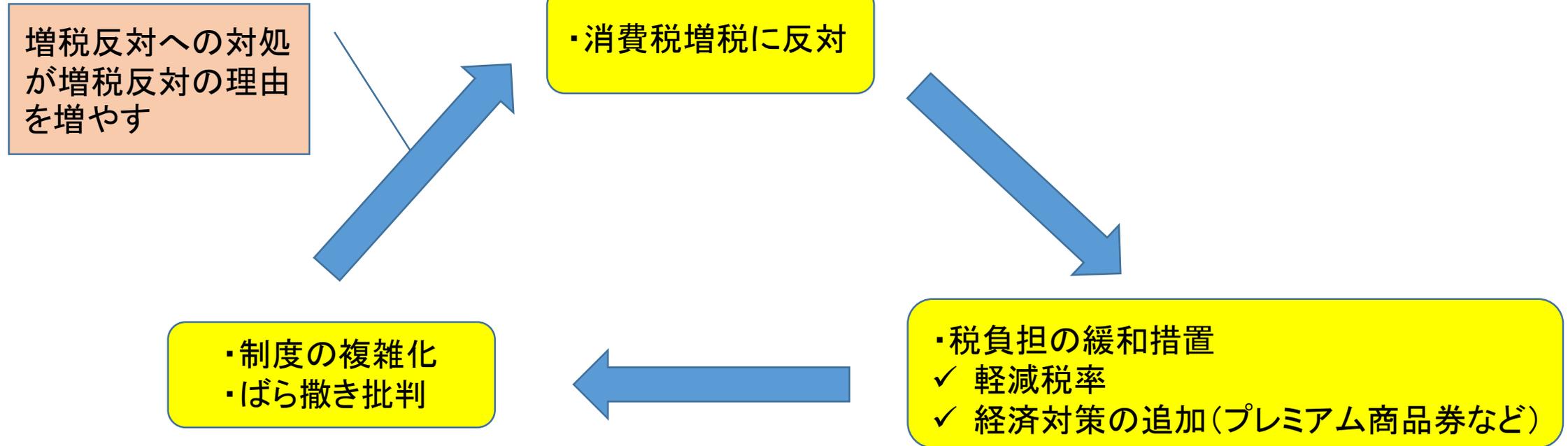
的にいえば、消費税は所得税や法人税といった他の税目や社会保険の財源である社会保険料に比べて経済活動に及ぼすゆがみは小さい。消費税は原材料調達、加工

除料の痛みはもっと大きい。法人税や社会保険料を軸とした従前の税制は、社会保障の支え手である勤労世代の人口増と高い経済成長を前提としてきた。今後は社会の高齢化や経済のグローバル化などの新しい経済環境に対応した消費税を中心とした新たな税体系の構築が求められる。これは国境を限らない。消費税増税に合わせて地方税収の偏在性(人口1人あたり税収格差が問題視されてきた。消費税の一部は地方消費税(都道府県税)であり、2%の増税の200.5%は地方消費税の増税による。結果、東京都など都に増税分が集中して地域間地方税の税収格差が拡大するという。政府は「地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討」するとした。もっとも偏在性が顕著なのは地方消費税でなく、地方法人2税(法人住民税・法人事業税)の方だ。地方税全体で見れば人口1人あたり税収の最大と最大の格差は2.4倍程度だが、法人2税では6.1倍だ(16年度決算)。法人2税の依存は偏在性だけでなく、自治体の税収を不安定にした。例えば東京都は08年のリーマン・ショック後、税収が1兆円余り減った。「偏在性が小さく、安定的な地方税体系」の観点から、法人2税は弱ましくなく、むしろ地方消費税を基幹税と位置付けるべきだろう。

今回の消費税増税は財政再

消費は高い財源調達力を有し、税収が経済動向や人口構成の変化に左右されにくい。安定している一方、低所得層の負担が重く逆進的だ。そのため景気を悪化させかねないとの批判がある。だが経済学

消費税批判の悪循環？



軽減税率

軽減税率の導入へ

平成28年度税制改正大綱

□ 消費税の軽減税率制度の導入

- ・平成29年4月から軽減税率制度を導入。
- ・対象品目は、①酒類及び外食を除く飲食料品（食品表示法に規定する食品）、②新聞の定期購読料（週2回以上発行される新聞）
- ・軽減税率は8%（国分：6.24%、地方分：1.76%）
- ・平成33年4月から適格請求書等保存方式を導入。それまでの間は簡素な方法とするとともに、税額計算の特例を設ける。



軽減税率の課題

- ①財源問題
- ②経済的帰結＝非効率・不公平
- ③執行の適正化＝インボイス・線引き

軽減対象	減収額
精米	400億円
生鮮食品	3400億円
+加工品	8200億円
+菓子類・飲料（アルコールを除く）	1兆円
+外食	1兆3千億円

軽減税率を巡る通念と実際

通念	実際
軽減税率は低所得層に多く恩恵	食料品等軽減税率対象品目の購入金額は所得が高いほど大きい ✓ 中高所得層に多くの恩恵
軽減税率は分かり易い	対象品目の選定＝線引きに曖昧さ・裁量 ✓ 生活必需品の定義は？ ✓ レストランとテイクアウトの区別は？
給付（税額控除）はばら撒き	軽減税率による税負担の軽減＝税を取らないこともばら撒き ✓ 給付＝減税⇒経済効果は同じ

軽減税率

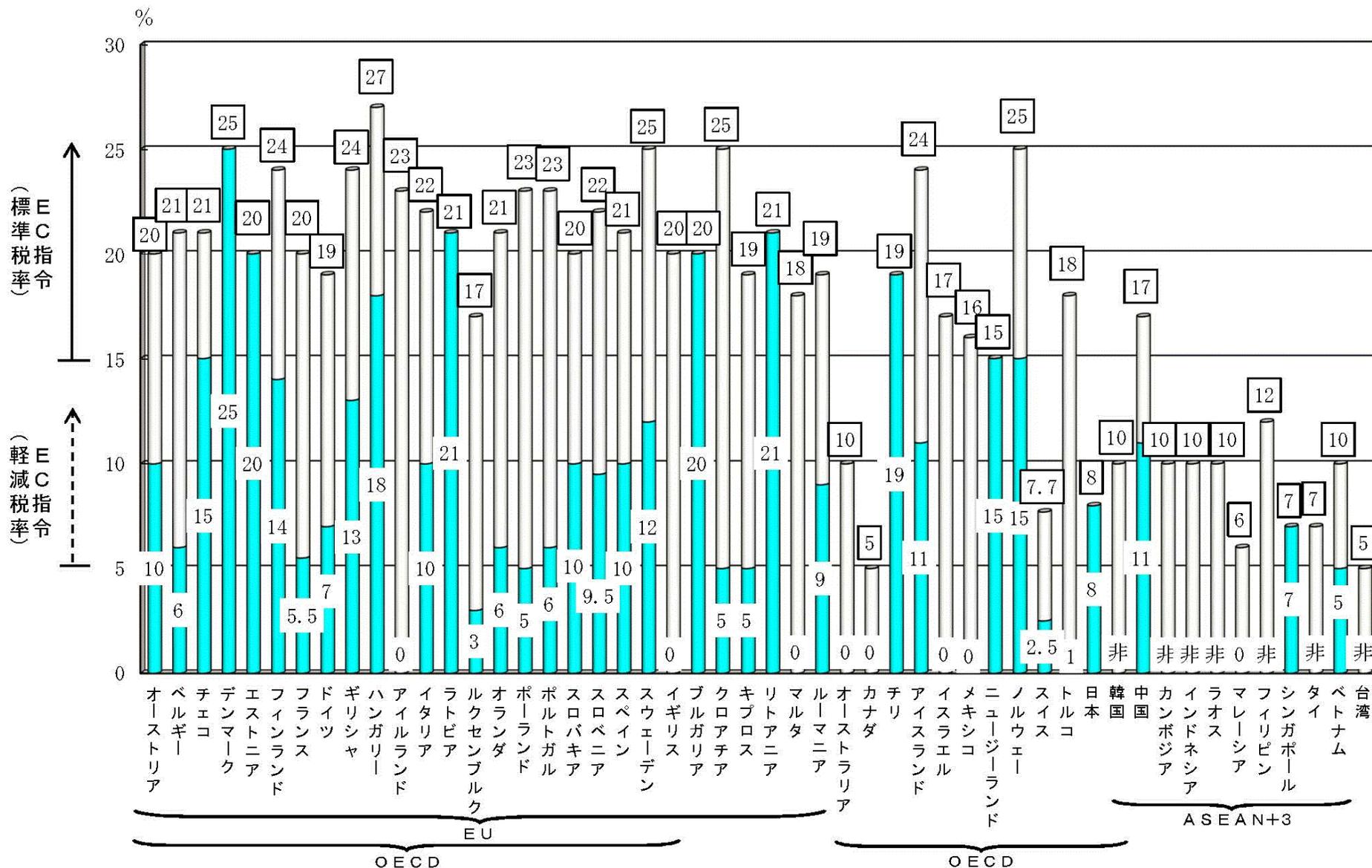
- 欧州諸国では一部の財貨・サービス（生活必需品？）に軽減税率を適用

⇒低所得者対策？

- ✓ 実態は国内産業保護など

- ✓ 軽減税率でも10%以上の国も...

- 低所得者対策として軽減税率は「効率的」か？



出所:財務省HP

消費税の財源調達力

- C-効率性 = 消費税収 ÷ (標準税率 * 国内消費額)

- ✓ 国内消費 = 家計・非営利部門のほか、政府消費、帰属消費を含む

- C効率性の決定要因

- 軽減税率の数

- 非課税品目

- 非課税事業者 等

- 日本のC効率性は標準税率の高い欧州諸国に比べても高い水準

- ✓ インボイスの欠如にも関わらず、国際的には日本の消費税の財源調能力は高く評価

- ✓ C効率性の低下要因 = 非課税事業者の付加価値が税収に含まれない

- 最も高いのはニュージーランド

Country	Standard Rate ¹	Reduced Rates /1	Revenue /2 (percent of GDP)	C-efficiency ²
Australia	10.0	0.0	3.4	49
Austria	20.0	10.0/12.0	7.8	61
Belgium	21.0	0.0/6.0/12.0	7.0	49
Canada /3	5.0	0.0	2.7	74
Chile	19.0	-	8.9	75
Czech Republic	20.0	10.0	7.1	59
Denmark	25.0	0.0	10.1	62
Finland	22.0	0.0/8.0/13.0	8.4	58
France	19.6	2.1/5.5	7.0	49
Germany	19.0	7.0	7.1	55
Greece	19.0	4.9/9.0	7.2	46
Hungary	25.0	5.0/18.0	7.7	57
Iceland	25.5	0.0/7.0	9.1	54
Ireland	21.0	0.0/4.8/13.5	7.1	55
Israel	16.0	-	7.8	68
Italy	20.0	4.0/10.0	6.0	41
Japan	5.0	-	2.5	67
Korea	10.0	0.0	4.3	65
Luxembourg	15.0	3.0/6.0/12.0	5.8	93
Mexico	16.0	0.0	3.8	35
Netherlands	19.0	6.0	7.2	60
New Zealand	12.5	0.0	8.6	98
Norway	25.0	0.0/8.0/14.0	7.3	57
Poland	22.0	0.0/7.0	7.9	49
Portugal	20.0	5.0/12.0	8.4	51
Slovak Republic	19.0	10.0	6.9	54
Slovenia	20.0	8.0/8.5	8.5	68
Spain	16.0	4.0/7.0	5.3	46
Sweden	25.0	0.0/6.0/12.0	9.3	58
Switzerland	7.6	0.0/2.4/3.6	3.7	77
Turkey	18.0	1.0/8.0	4.9	35
United Kingdom /4	17.5	0.0/5.0	6.4	46

Source: OECD (2011).

1/ Rates applicable on 1 January 2010. Special rates applying to regions are not shown.
2/ Revenue and C-efficiency data for 2008.

「外食等」の範囲

軽減税率制度の適用対象外となる「外食等」は、以下のもの。

1. 外食：以下の要件を満たすもの

- ① 飲食設備(テーブル、椅子、カウンター等の飲食に用いられる設備)のある場所において(場所要件)
- ② 顧客に飲食させるサービス(サービス要件)

2. ケータリング・出張料理等：顧客が指定した場所で、顧客に飲食させるサービス

※ ただし、有料老人ホームでの飲食料品の提供や学校給食等は、生活を営む場所において他の形態で食事をとることが困難と考えられることから、「ケータリング・出張料理等」から除く。

軽減税率（「外食等」に当たらない）

牛丼屋・ハンバーガー店のテイクアウト

そば屋の出前

ピザ屋の宅配

屋台での軽食

(テーブル、椅子等の飲食設備がない場合)

寿司屋の「お土産」

コンビニ等の弁当・惣菜

(注) 飲食設備がある場合には、顧客に対して飲食設備での飲食か、持ち帰りか的意思確認をするなどして、軽減税率の適用対象となるかを判定する。

有料老人ホームでの飲食料品の提供や学校給食等

標準税率（「外食等」に当たる）

1. 外食

牛丼屋・ハンバーガー店での「店内飲食」

そば屋の「店内飲食」

ピザ屋の「店内飲食」

フードコートでの飲食

寿司屋での「店内飲食」

コンビニ等のイートインコーナーでの飲食

(例) ① 顧客への意思確認により、イートインコーナーで飲食させるものとして提供された食品
② トレイに載せて座席まで運ばれる、返却の必要がある食器に盛られた食品

2. ケータリング・出張料理等

軽減税率の弊害

- 軽減税率は課税の原則に反する
 - 簡索性＝軽減税率適用の線引きが難しい
 - 経済学の視点＝財の定義は難しい
 - ✓ 益税問題＝インボイスが不備な軽減税率は消費税制度の信認を損ないかねない
 - 公平性＝軽減税率は所得の高い層も享受できる
 - 経済学の視点＝目的(低所得者対策)にはもっとも効果的な手段を選択すべき
 - 効率性＝軽減税率は消費税の選択を歪める
 - 経済学の視点＝軽減税率が適用される財貨への代替効果は経済の高付加価値化を妨げる

参考：軽減税率

出所：諸外国の付加価値税【2008】

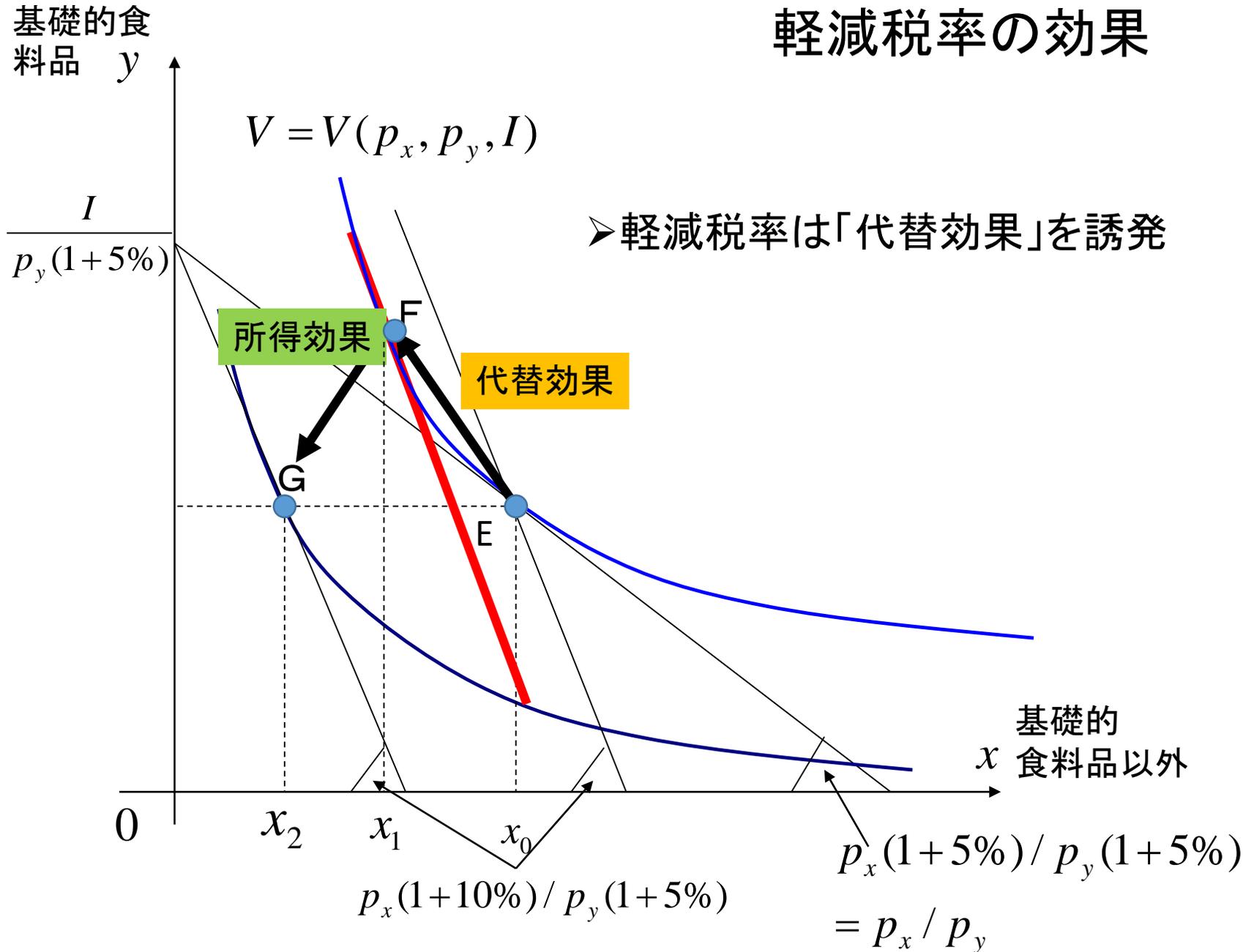
英国 標準税率＝17.5%	ゼロ税率＝食料品 ・ケータリング、レストランでの飲食、 温かい食べ物のテイクアウト は除く。 ・菓子、酒、飲料（水を含む）、ジャガイモ製品、自家用酒製造用パックは標準税率 ・飲料でも茶、ココア、コーヒー、牛乳はゼロ税率
ドイツ 標準税率＝19%	7%税率＝飲食料品 ・ レストランでの飲食 は除く
フランス 標準税率＝19.6%	税率5.5%＝水（ソフトドリンクを含む）・人用の食料 ・菓子、 植物性脂肪 、チョコレート、キャビア、レストランでの食事を除く。
カナダ 標準税率＝5%	ゼロ税率＝基礎的飲食料品 ・酒、ソフトドリンク、菓子、温められた飲食料品、自動販売機で販売される飲食料品、 レストランでの食事 を除く

カナダのドーナツクラブ

税制メールマガジン 第36号2007/2/6

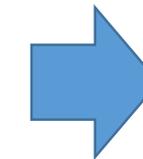
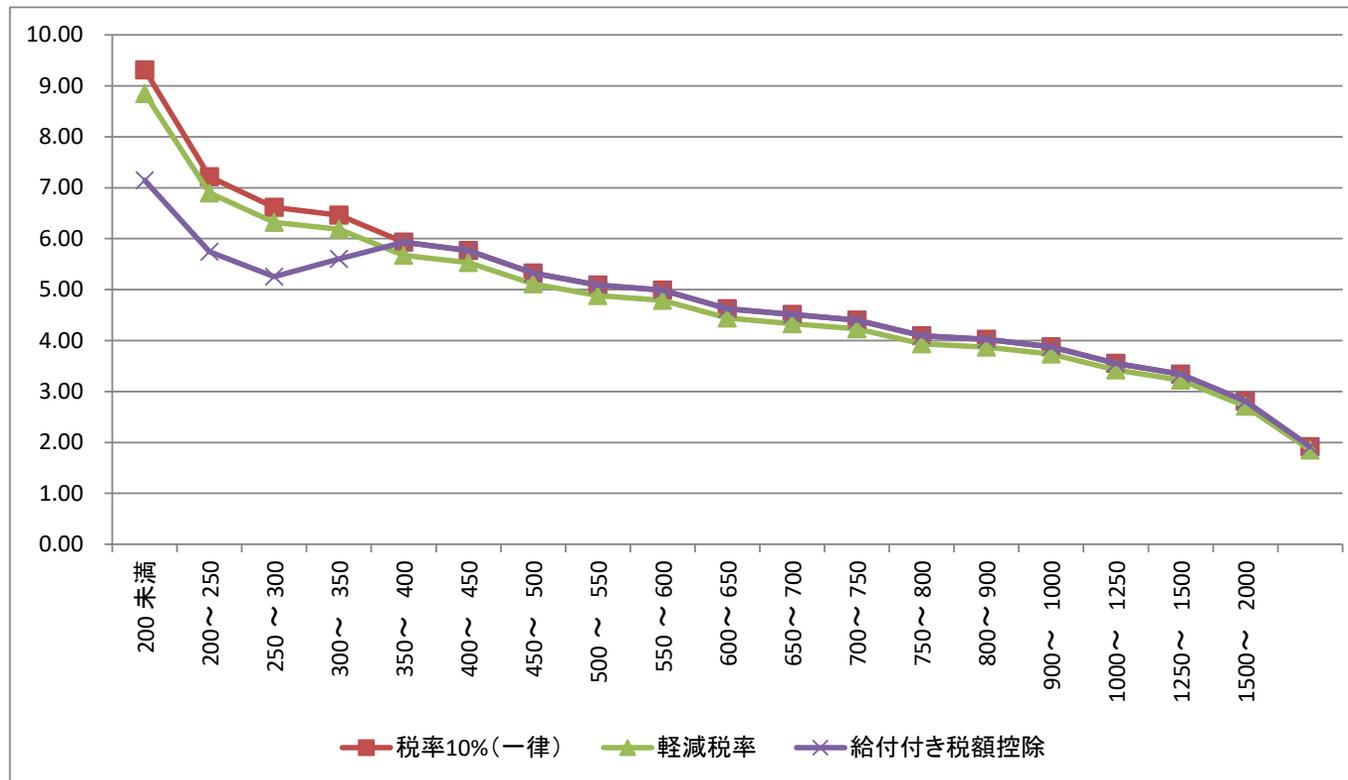
- カナダでは、食品に適用される税率はゼロ。つまり、消費者から見れば付加価値税はかかりません。他方で、レストランなどでの外食は、食品の購入ではなくサービスの購入ですから、標準税率(6%)が課されることとなります。
- とは言っても、食品と外食との区分が簡単でない例が多々あります。・・・そこで、カナダでは「すぐの消費に適しているか」という基準を設けています。具体的には、**ドーナツの場合、6個以上ならばその場で食べきれないと見なされてゼロ税率、5個以下ならば標準税率**、という具合です。
- そのため、ドーナツ屋の前で購入者が集まって、即席の「ドーナツ・クラブ」が作られ、ドーナツを共同購入しているという、本当のようないろんな話が出回ったほど。

軽減税率の効果



二つの逆進性対策：簡単な試算

- 減収額＝支出が同じ二つの逆進性対策＝消費税換算0.4%
- 軽減税率＝食料品を税率8%に据え置き
- 給付＝一人2.2万円(世帯収入300万円超は超過額1万円につき7%の比率で減額)



逆進性対策としては
給付の方が効果的

出所：全国消費実態調査(平成21年度)総世帯

参考：給付付き税額控除

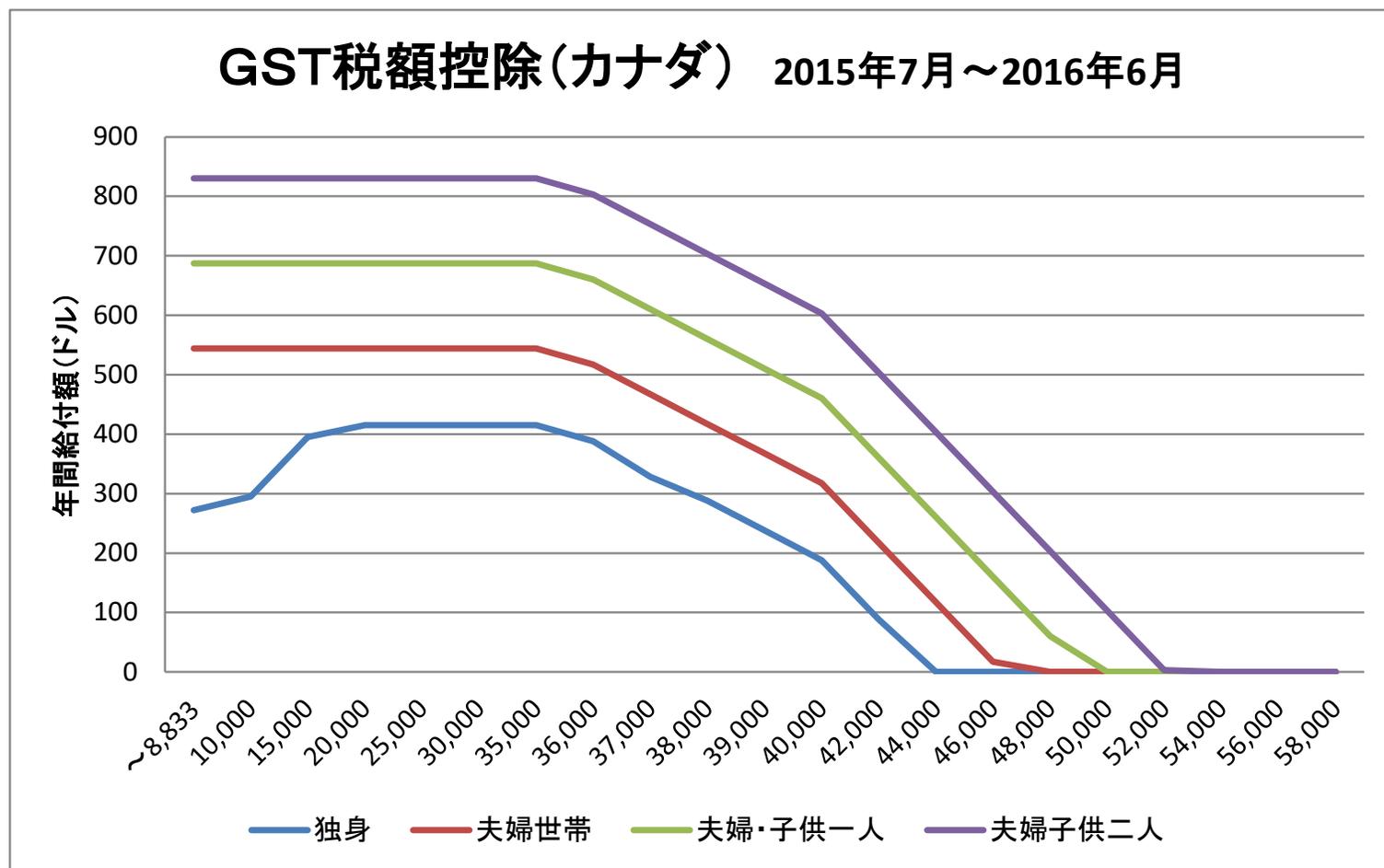
- 低所得者対策としての給付付き税額控除＝課税と給付の一体化

- 育児支援
- 就労促進
- 消費税の逆進性対策

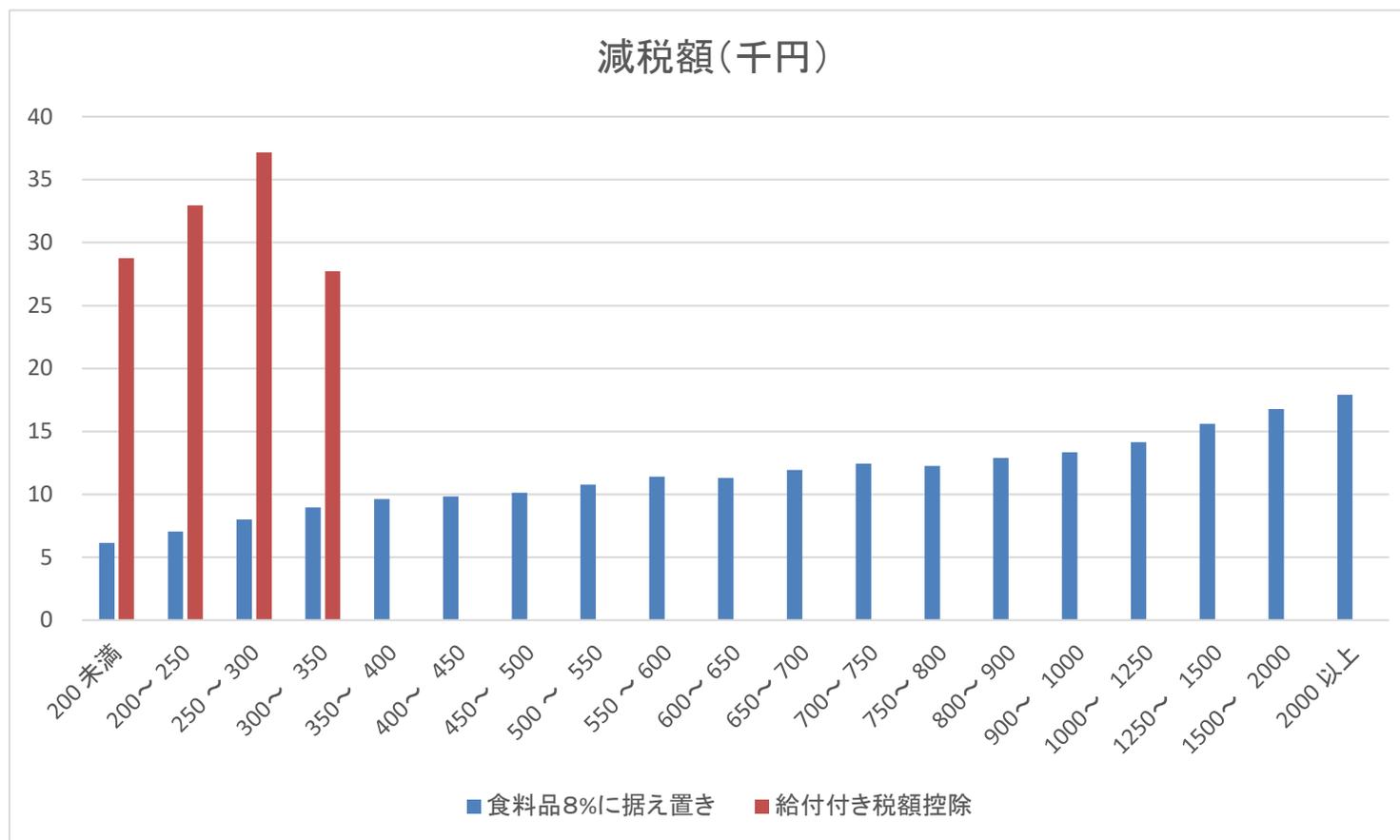
例：簡素な給付措置（市町村民税非課税世帯に対象者一人6千円給付）

- 経済学の視点
- 再分配は直接税（所得税・給付）の枠内で実施する方が効率的
- 消費税の機能＝財源確保⇒一律で構わない

カナダのGST税額控除



二つの逆進性対策：簡単な試算その2



出所：全国消費実態調査(平成21年度)総世帯

注：給付付き税額控除は収入階級別世帯人員違いも反映

Atkinson and Stiglitz命題

- Atkinson and Stiglitz命題＝税制間における機能分担
 - ✓ 直接税(所得税)を通じた再分配
 - ✓ 物品税は財源確保に特化⇒再分配機能は求めない
- 所定の条件(全ての課税財が余暇と同等に補完的)の下で、一律課税が望ましい
 - 給付付税額控除＝所得課税・移転の軽減税率に対する優位性

	再分配の要請	ラムゼー・ルール
間接税(物品税)	奢侈品に対する課税強化	公平を加味した税体系
+ 所得税の最適化	再分配は所得税で充足	全ての課税財が余暇と同等に補完的(代替的) ⇒一律課税(消費税)が最適

参考：公共財としての所得情報（捕捉）

資料2

◆ 所得捕捉の **パラダイムシフト** = 課税のための捕捉に加えて適正な **給付のための所得捕捉**

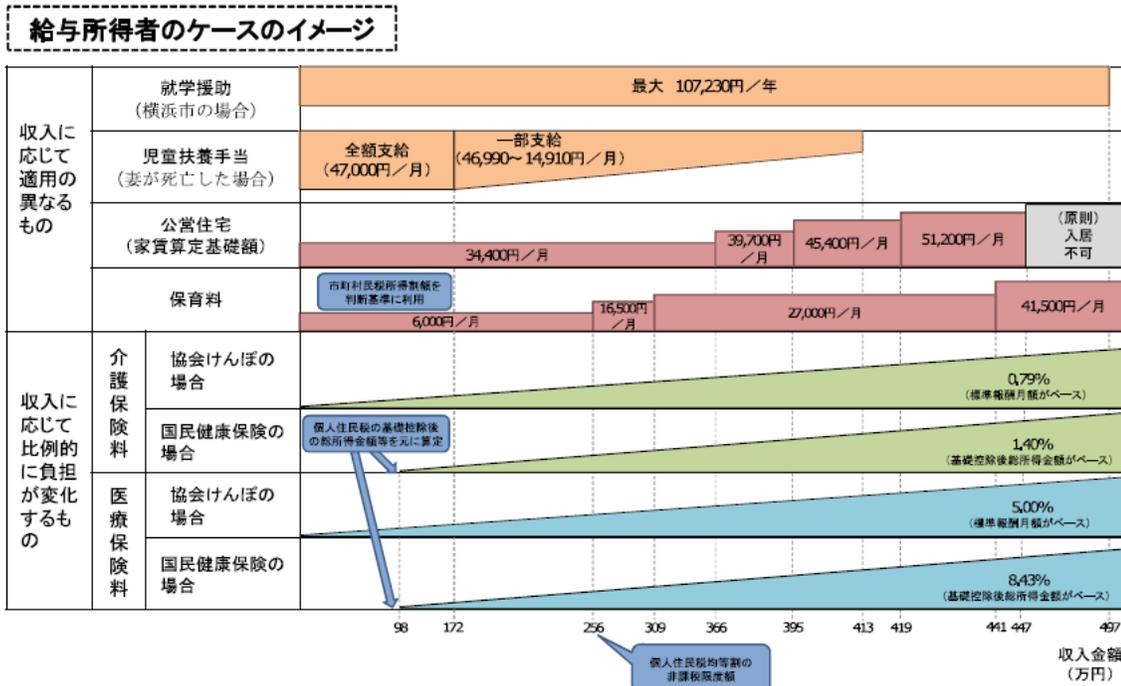
● 課題 = 従前、課税最低限以下の所得については十分に捕捉されていない

✓ 例：簡素な給付措置 = 非課税世帯への一律給付になる

➤ きめ細く、かつ適正な給付を実施するためにも、**低所得者の正しい所得情報**が不可欠

□ 所得情報は課税だけではなく、給付・社会保険料等、他の制度でも活用される「**公共財**」

所得情報（税情報）を活用している社会保障制度等（1/2）



(注1) 給与所得者 夫45歳(給与所得のみ)、妻45歳(収入なし)、子6歳(小学校1年生)、子4歳(保育所)のケース。
 (注2) 平成27年4月時点ベースで作成。
 (注3) 保育料については、妻が就労しており、年収103万円以下の場合、また、生活保護世帯の場合は0円となる。
 (注4) 国民健康保険は特別区の平均。「介護保険料」には介護分、「医療保険料」には医療分(基礎分及び後期高齢者支援金分)の保険料(所得割)を計上。このほか保険料(均等割)(介護分:14,700円/年、医療分:44,700円/年)があり、低所得者対策として7/10、5/10、2/10の3段階の軽減措置がある。

出所：政府税制調査会

カナダの租税支出

- 給付はばら撒き？

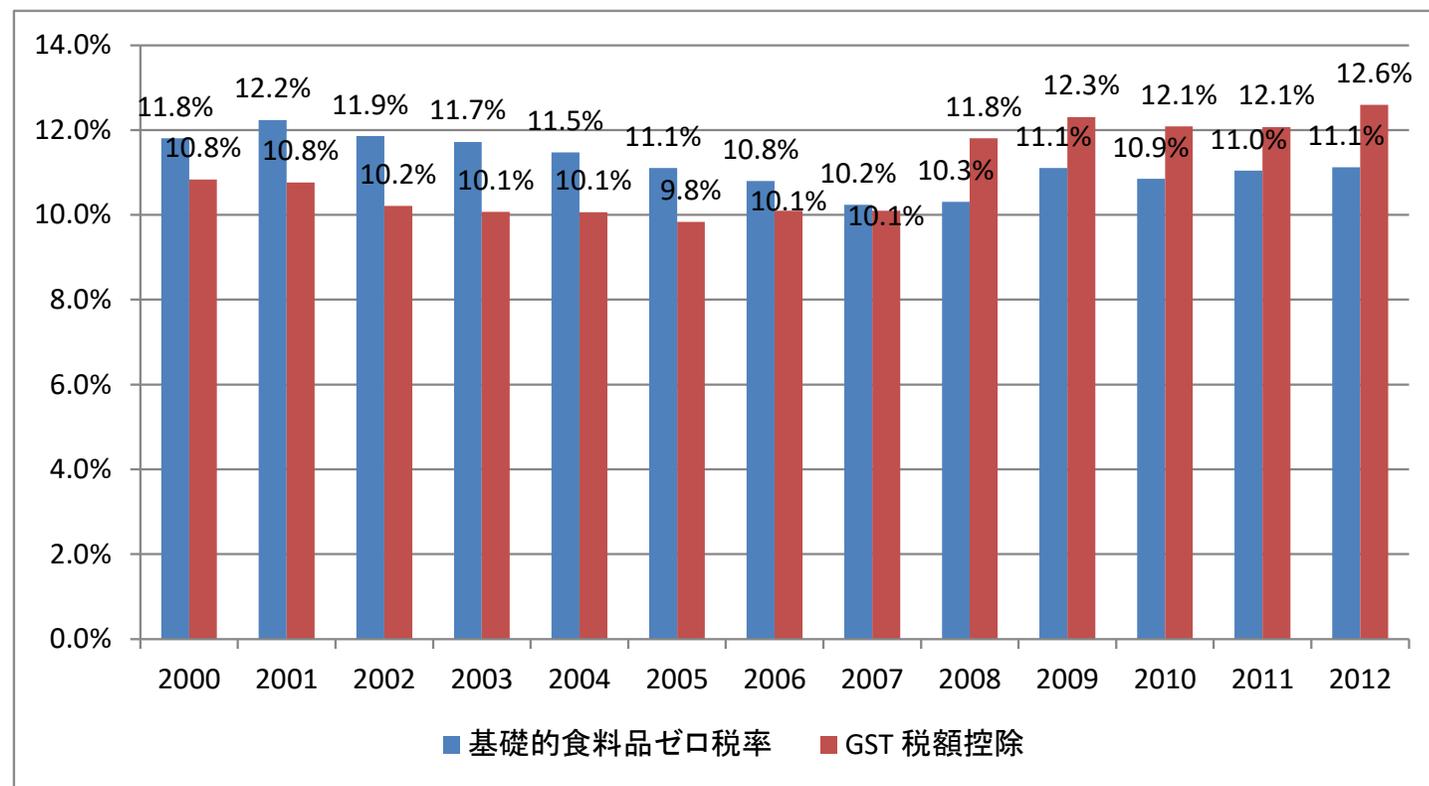
⇒減税＝軽減税率もばら撒き

- 租税支出＝減税の「見える化」

□減税と給付＝支出の等価性の確保

- 見える化で無制限な軽減税率対象の拡大に歯止め

GST税収に対する軽減額(Tax Expenditure)の比率



出所: Tax Expenditures and Evaluations (各年版)

参考：各国の租税支出レポート

図表 各国における租税支出レポート

国名	目的	法的根拠	予算（書）との関係	対象項目
米国	税制の改革と赤字の削減	1974年議会予算・執行留保統制法	予算書の一部（租税支出予算）	（連邦政府）個人所得税、法人所得税、相続・贈与税、社会保障税
英国	税制・予算論議の促進	2011年財政法	予算書の一部。	（中央政府）個人所得税、法人所得税、キャピタルゲイン税、国民保険税、VAT他
カナダ	租税支出コストの情報提供	なし	予算への追加的背景情報（租税支出及び評価）	（連邦政府）個人所得税、法人所得税、消費税（GST）
日本	租特の適用実態の把握	2010年租特透明化法	予算審議との関連性はない	（国税）法人税

出所：出所表示は渡瀬義男（2008）「租税優遇措置－米国におけるその実態と統制を中心として－」『レファレンス』695号を基に近年の動向を踏まえて作成

税の経済学

税は政治？

- 「税は政治そのもの」？ ⇒ 帰結は経済そのもの
- 政治的に望ましくても、経済的に合理性に欠く税の経済的な帰結は望ましくない⇒非効率・不公平

□例：消費税の軽減税率

- 税は政治の問題と割り切ることはできない！

□経済学の視点＝エビデンス・ロジック

□政治の視点＝選挙・既得権益への配慮



税の帰結

税目	要因	帰結	認識
固定資産税	小規模住宅への軽減措置	✓ 「空き家」の放置 ✓ 日本人の家は「うさぎ小屋」?	✓ 多死社会問題 ✓ 日本の狭い国土
車体課税	自動車税と軽自動車税で異なる課税基準	✓ 性能は同じでも軽自動車税が広く普及	✓ 軽自動車は地方の足・庶民の味方
酒税	ビールと発泡酒で異なる税率	✓ ビールの低迷と発泡酒の普及	✓ 消費者のビール離れ
所得税	配偶者控除	✓ 103万円が 企業 の配偶者手当の基準に	✓ 税制上の壁はない ⇒「心理的」な壁?

参考：税金の通念と実際

	通念	実際
誘因効果	減税は労働供給や貯蓄を喚起する	所得効果(-)と代替効果(+)が反対に作用する
税の負担	税を払う主体(企業等)が税を負担する	市場の構造(弾力性等)に依拠して税負担は転嫁する
税のコスト	納税額がコストである	コストは逸失利益であり、納税額は所得移転に過ぎない

消費税は公平？

- 「稼得された所得はいつかは消費されるとの考えに立てば、消費は「一時点の所得」よりも生涯を通じた経済力をより正確に反映していると考えられる。これに比例的に負担を求める消費税は、むしろ負担の公平に資するとの見方も可能である」

(政府税制調査会(2007年11月))

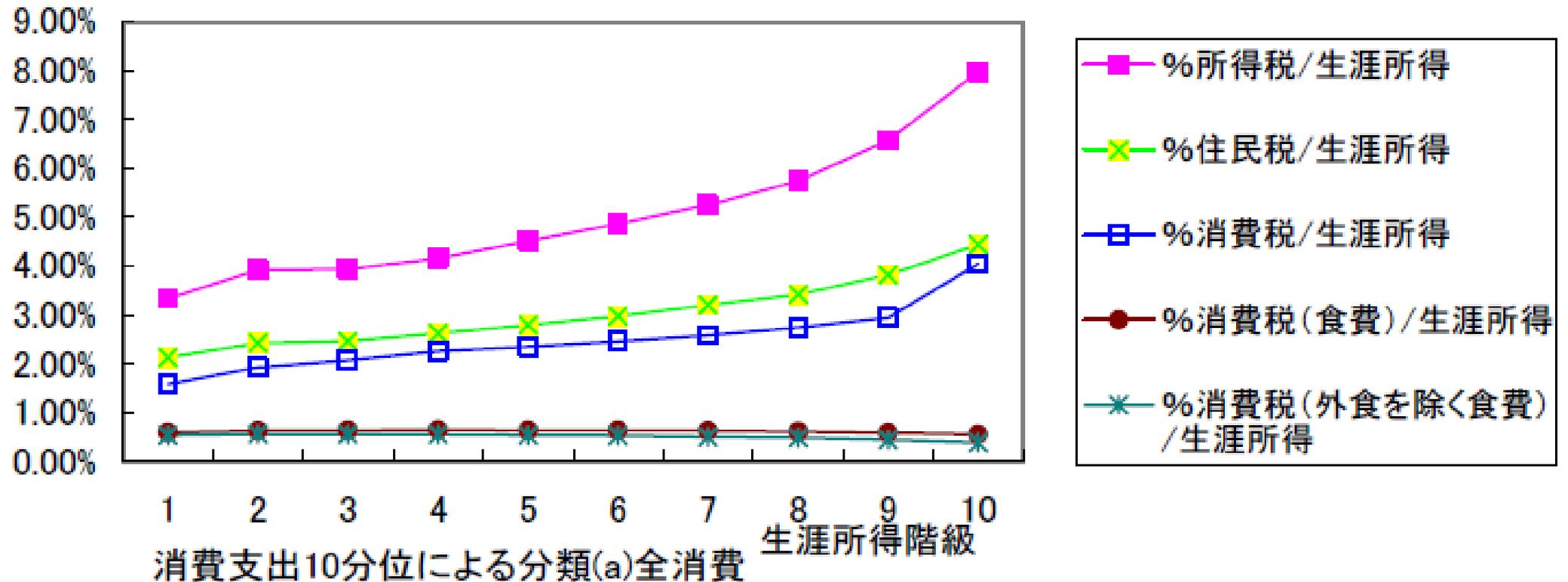
担税力	年間所得	生涯所得
消費税	逆進的	比例的
応能原則からの評価	不公平	公平



消費税＝所得税と税等価

消費税は逆進的か？

図3 生涯税負担率1999(%生涯所得)



注:生涯所得階級の指標として消費階級(消費額)を採用

出所:「消費税は本当に逆進的か?」(大竹・小原)

参考：税の公平とは？

- 消費税は不公平？⇒税の公平感は多面的
- 公平感(その1)
 - ✓ 応益原則＝受益に応じた負担(例：利用料、均等割)
 - ✓ 応能原則＝「担税力」(支払い能力)に応じた負担(再分配)
- 公平感(その2)
 - ✓ 垂直的公平＝所得・富の格差の是正(所得再分配)
 - ✓ 水平的公平＝「均等者均等待遇」
- 水平的公平感＝政府の政策以前に同等な厚生水準を得ていた2個人が政策(例：課税、公共サービス)の結果、厚生水準に格差が生じてはならない(例：「クロヨン」)。

税金の経済学

視点		講義で学ぶこと
理解＝ロジック	経済主体	<ul style="list-style-type: none"> ● 課税の誘因効果 ➤ 代替効果・所得効果
	市場均衡	<ul style="list-style-type: none"> ● 課税の負担の帰着分析 ➤ 部分均衡＝弾力性 ➤ 一般均衡＝代替の弾力性・集約度
評価		<ul style="list-style-type: none"> ● 税の機会費用 ➤ 超過負担 ➤ 課税の限界費用(MCPF)
提言		<ul style="list-style-type: none"> ● 最適課税論 ➤ ラムゼールール ➤ 生産効率性命題 ➤ Atkinson = Stiglitz 命題

講義の評価

- 中間試験(30%)と期末試験(50%) + レポート(20%)による
- 中間試験は11月末に予定
- レポート課題は12月
- 期末試験は最終週
- テキスト: 公共経済学15講